

# 東近江圏域の取組方針【減災のための重点目標】取組報告

資料2-1

減災のための重点目標	令和6年度の取組状況(令和7年3月31日現在)	資料番号 (ページ番号)
対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する。	<p>【滋賀県(流域政策局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会(東近江圏域)において、アドバイザーよりいただいた意見※1を踏まえ、県内各市町の浸水深0.5m以上(床上浸水)の要配慮者利用施設を調査。</li> </ul> <p>(参考)令和5年度は浸水深3m以上(2階床面浸水)、土砂災害警戒区域等(イエロー、レッド)の要配慮者利用施設を調査。 ⇒該当施設での避難確保計画の作成等が概ね完了。</p> <p>※1 意見:施設がどこまでリスクに応じた対策ができているか整理し、実際に注力すべき施設の把握が散漫にならないよう注意すべき。</p>	資料2-2 (P.1,2) 資料2-3 (番号22)
「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する。	<p>【近江八幡市、東近江市、日野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災タイムラインを作成済み。</li> </ul> <p>【竜王町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災タイムラインを作成した。</li> </ul> <p>【滋賀県(東近江土木事務所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携型タイムライン、防災タイムラインを作成済み。</li> </ul>	資料2-2 (P.4~7) 資料2-3 (番号5)
令和8年3月までに「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する。	<p>【滋賀県(東近江土木事務所)】</p> <p>河川:日野川、八日市新川、蛇砂川、佐久良川、愛知川、大同川などで河川整備を実施した。</p> <p>砂防:東近江市愛東外町で急傾斜事業実施中。東近江市小倉町で砂防堰堤改築事業完了。</p>	資料2-2(P.16) 資料2-3 (番号55ほか)
水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する。	<p>【滋賀県(東近江土木事務所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野川(日野町)において避難判断の目安となる簡易量水標を設置した。日野川(竜王町)において簡易量水標を塗り直した。</li> </ul> <p>【滋賀県(流域政策局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「危機管理型水位計」※2の水位情報について、「滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)」でも確認できるよう、システムを更新。</li> <li>警察署に対しては、これまで本部一括で出前講座を実施していたが、所管ごとに地域特性に応じた研修を実施した。(県警本部:1回、東近江警察署:1回)</li> </ul> <p>※2 機器構成を簡略化し、洪水時の観測に特化した水位計。</p>	資料2-2 (P.18,19) 資料2-3 (番号11,30,34)